

令和6年度
津軽北部二期農業水利事業

下車力機場樋門ゲート他補足設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

津軽北部二期農業水利事業下車力機場樋門ゲート他補足設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする

(目的)

第1-2条

本業務は、国営津軽北部二期農業水利事業計画に基づき、下車力機場樋門ゲート設備及び若宮機場樋門ゲート設備の補足設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の対象施設は青森県つがる市豊富町中牡丹地内他で別紙1位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条

本業務の概要は次のとおりである。

(1) 樋門ゲート躯体部の構造照査 1式

(土地の立入り等)

第1-5条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-6条

1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

(2) 東北農政局における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請を行い受理されているもので、落札決定時において「A等級」で「建設コンサルタント」認定がなされている者であること。

なお、落札決定時において「A等級」で「建設コンサルタント」に認定がされていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」する。

- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1－30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

第5－1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－7条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
 - b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
 - c) 品質管理体制が確保されているか。
 - d) 再委託先への支払いは適正か。
- (1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第 1－8 条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員に資料の提出を求められた時は、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－9 条

管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計等 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

(照査技術者)

第 1－10 条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次表のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	機械－機械設計等 建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	
	農業土木	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-11条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-12条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-13条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の設計に関しては、次表の図書を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	鋼構造物計画設計技術指針「小型水門扉編」	(一社)農業土木事業 協会	平成22年3月

(設計条件)

第2-2条

設計作業における対象施設は、次のとおりである。

設計基本条件

(1) 下車力機場

1) 排水樋門ゲート

- ア 門 数 1 門
- イ 門扉型式 鋼製ローラゲート
- ウ 有効寸法 純径間 3.000m × 有効高 2.750m
- エ 設計水深 外水深 5.062m 内水深 0m
- オ 操作水深 外水深 5.062m 内水深 0m
- カ 水密方式 後面4方ゴム水密
- キ 操作方式 機側操作・遠方操作
- ク 揚 程 2.850m
- ケ 開閉速度 0.3m/min

2) No.2 ゲート(吐水槽)

- ア 門 数 1 門
- イ 門扉型式 鋼製スライドゲート
- ウ 有効寸法 純径間 1.000m × 有効高 1.000m
- エ 設計水深 外水深 3.930m 内水深 0m
- オ 操作水深 外水深 3.930m 川裏川 0.700m
- カ 水密方式 後面4方ゴム水密
- キ 操作方式 機側操作・遠方操作
- ク 揚 程 1.150m
- ケ 開閉速度 0.3m/min

3) No.3 ゲート(吐水槽)

- ア 門 数 1 門
- イ 門扉型式 鋼製スライドゲート
- ウ 有効寸法 純径間 0.800m × 有効高 0.800m
- エ 設計水深 外水深 5.870m 内水深 0m
- オ 操作水深 外水深 5.870m 内水深 0m

カ 水密方式 後面４方ゴム水密
 キ 操作方式 機側操作・遠方操作
 ク 揚 程 0.950m
 ケ 開閉速度 0.3m/min

(２) 若宮機場

１) 流入樋管ゲート

ア 門 数 ２門
 イ 門扉型式 鋼製ローラゲート
 ウ 有効寸法 純径間 4.400m × 有効高 2.000m
 エ 設計水深 外水深 2.516m 内水深 0m
 オ 操作水深 外水深 2.366m 内水深 0m
 カ 水密方式 後面４方ゴム水密
 キ 操作方式 機側操作・遠方操作
 ク 揚 程 2.100m
 ケ 開閉速度 0.3m/min

(貸与資料)

第２－３条

貸与資料は、次表のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
完成図書等	昭和 62 年度 下車力排水樋管ゲート新設工事	1 冊
	平成 4 年度 津軽北部農業水利事業 若宮機場ゲート製作据付工事	1 冊
	平成 9 年度 津軽北部農業水利事業 下車力機場吐水槽ゲート整備工事（抜粋版）	1 冊
	工事出来形管理図 下車力機場吐水槽	1 冊
業務報告書	昭和 62 年度 津軽北部農業水利事業 若宮機場補足設計業務報告書（要約編）	1 冊

(適用する図書と貸与資料の取扱い)

第２－４条

第２－１条及び第２－３条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (１) 適用する図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (２) 適用する図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (３) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第2-5条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
なお、アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次表の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙2 作業項目内訳表(該当項目)に○印で示すものとし、各機場の平面図及び各ゲートの現況図は別紙3 業務参考図のとおりである。

(1) 樋門ゲート躯体部の構造照査

- ①下車力機場 排水樋門ゲート、No.2 ゲート（吐水槽）、No.3 ゲート（吐水槽）
②若宮機場 流入樋管ゲート

設計作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1 資料の検討	1 式	
2 現地調査	1 式	
3 開閉装置の検討	1 式	
4 復元設計	1 式	※下車力機場排水樋門ゲート及び若宮機場流入樋管ゲートのみ対象
5 構造計算	1 式	
6 照査	1 式	
7 点検とりまとめ	1 式	

調査作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
1 鉄筋探査	1 式	※下車力機場排水樋門ゲート及び若宮機場流入樋管ゲートのみ対象

(設計作業の留意点)

第3－2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2－1条、第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照

- ・新技術情報システム（NETIS）は、

<https://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照

- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

- ・「工事工種の体系化」は、
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、建設所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

(ア) 設計条件・前提条件

(イ) 業務計画の妥当性

(ウ) スケジュール

(エ) 設計変更内容

(オ) その他：事業連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、建設所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 業務管理

(業務管理)

第4－1条

(1) 情報共有システムの業務について

本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手（計画・設計検討）の段階

最終回 構造照査終了・報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

また、最終回の打合せについては、Web 会議により実施するものとする。

第6章 成果物

(成果物)

第6－1条

成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部
- 2 成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 225－1

東北農政局 津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

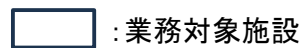
- (1) 第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- (7) 対象施設を変更・追加する場合
- (8) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別紙 2

作業項目内訳表

(1) 樋門躯体部の構造照査

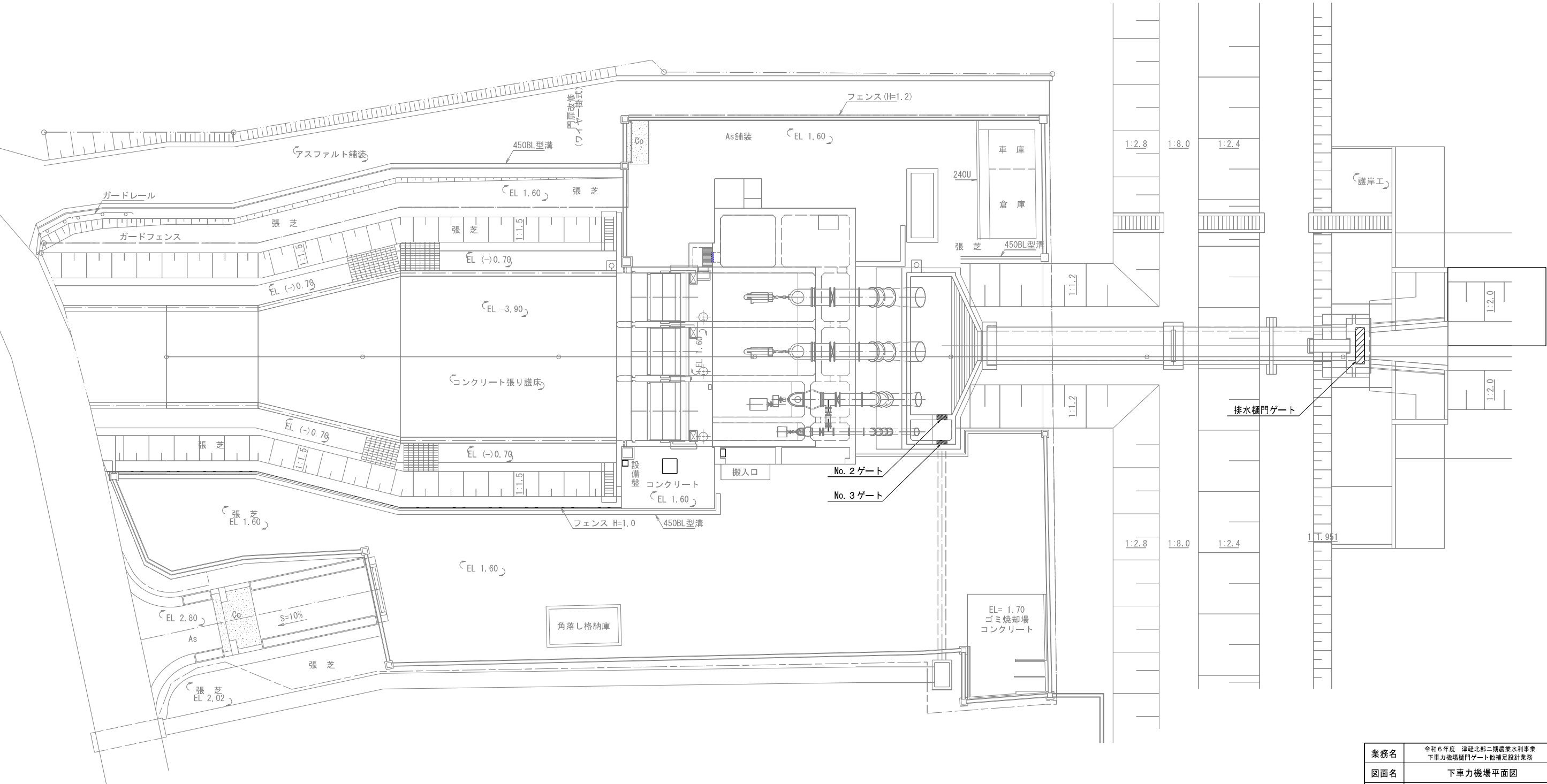
設計作業項目表（設計業務）

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1 資料の検討	必要な資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	○
2 現地調査	操作台の開口部寸法、操作台上に設置されている配管類の位置等の確認を行う。	○
3 開閉装置の検討	既設開閉装置の開閉荷重を基にラック式開閉装置の選定を行う。なお、既設の機側操作盤は廃止し、開閉装置一体型の操作盤を採用することで考えている。	○
4 復元設計 ※下車力機場排水樋門ゲート及び若宮機場流入樋管ゲートのみ対象	現地調査における操作台の鉄筋探査結果より、配筋の復元設計を行い、門柱及び操作台の現況の耐荷能力を推定する。	○
5 構造計算	更新後開閉装置の荷重を用いて構造計算を行い、現況の耐荷能力以内であることを確認する。	○
6 照査	照査計画書に基づき業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
7 点検とりまとめ	成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

調査作業項目表（調査業務）

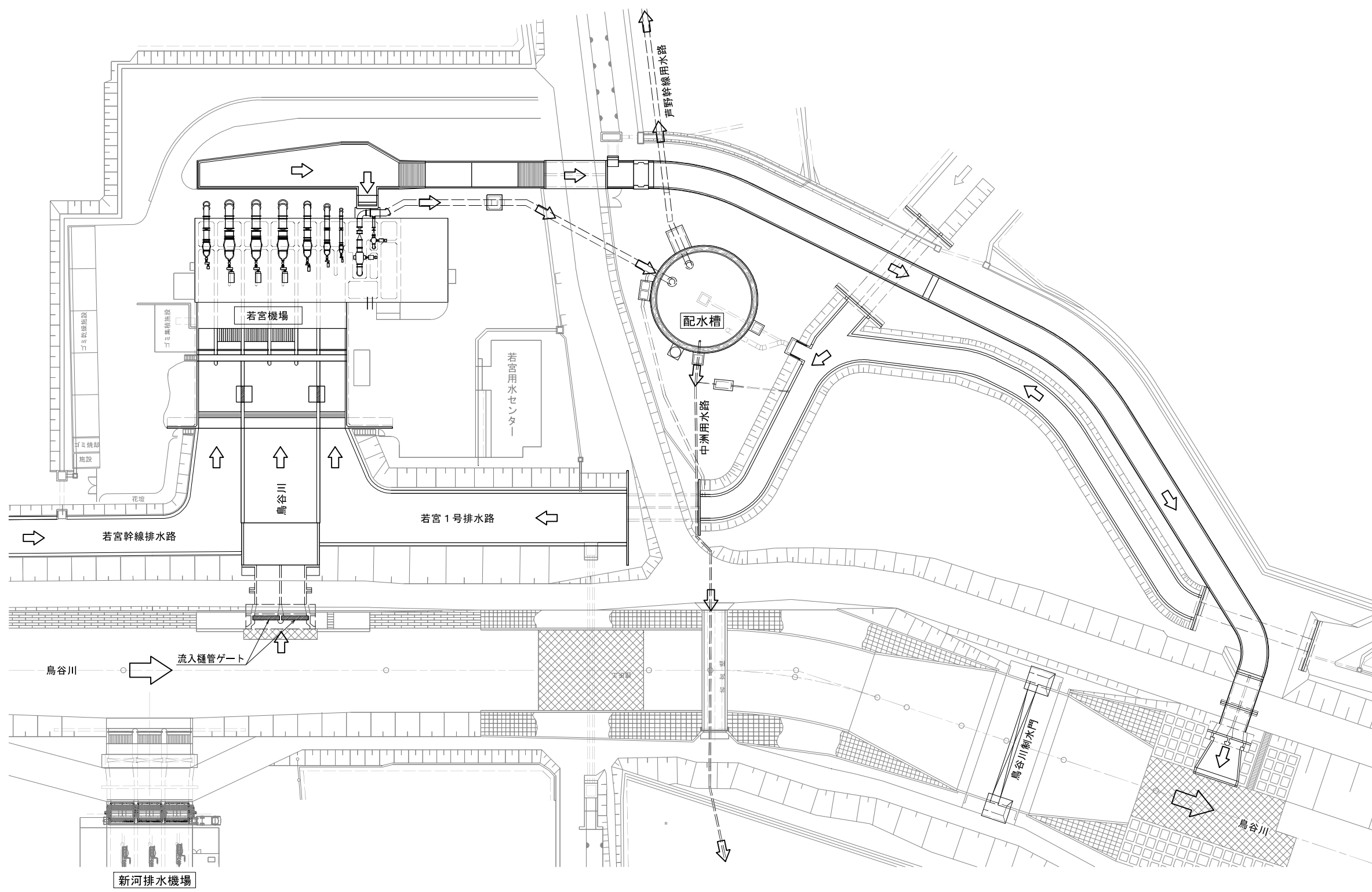
作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
1 鉄筋探査 ※下車力機場排水樋門ゲート及び若宮機場流入樋管ゲートのみ対象	操作台などの樋門躯体部の構造照査に必要な箇所の鉄筋探査を実施する。（2門、2箇所/門）	○

下車力機場平面図



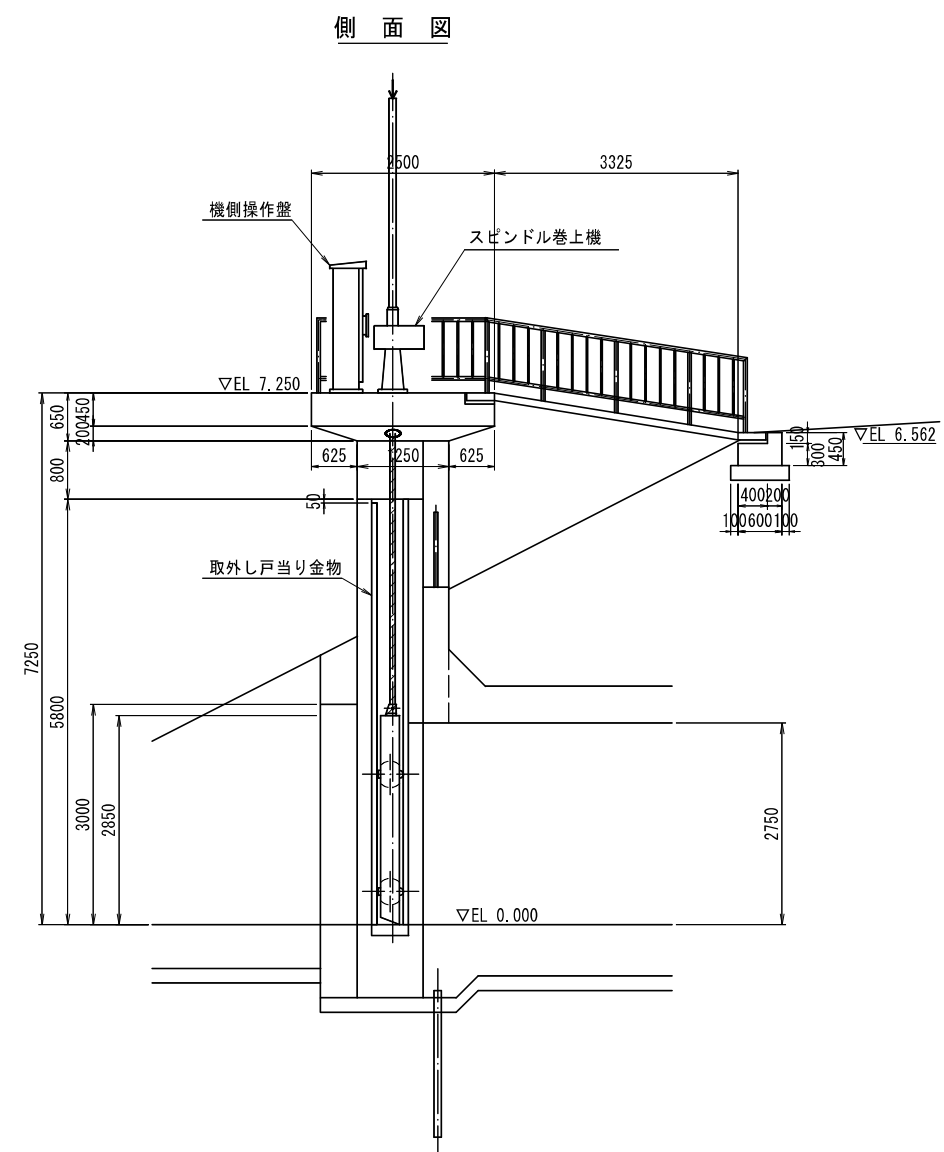
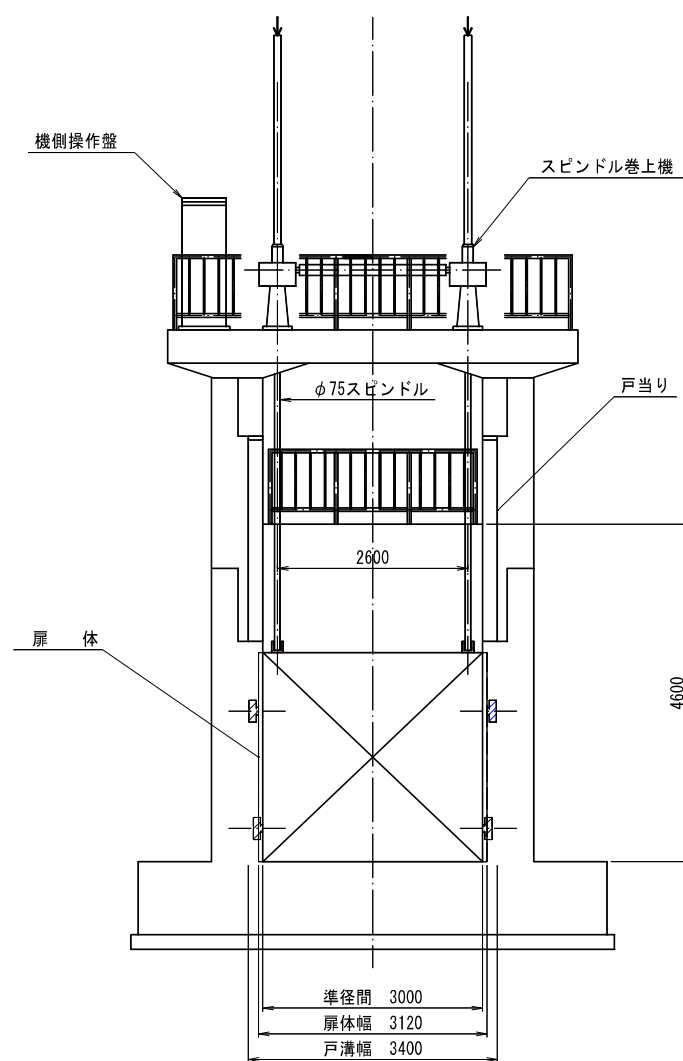
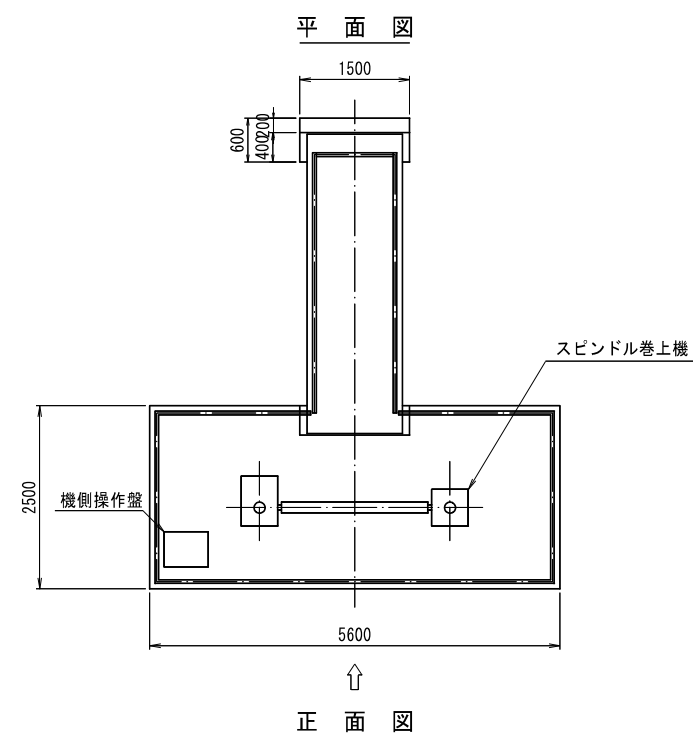
業務名	令和6年度 津軽北部二期農業水利事業 下車力機場樋門ゲート他補足設計業務		
図面名	下車力機場平面図		
作成年月日	令和	年	月
縮尺	S=1:200	図面番号	1
会社名			
事業(務)所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

若宮機場平面図



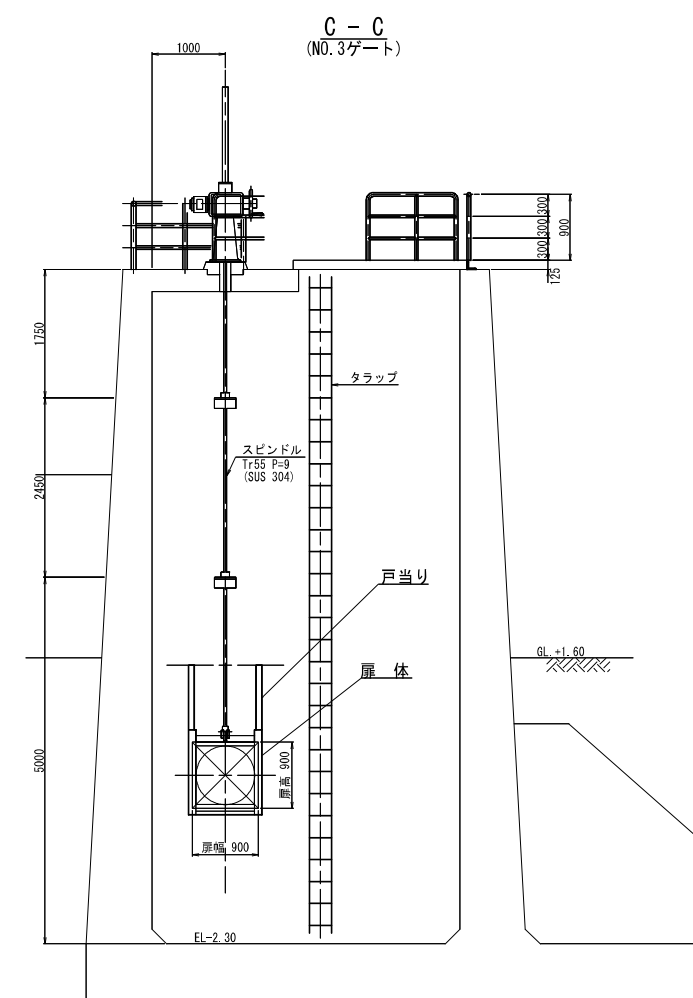
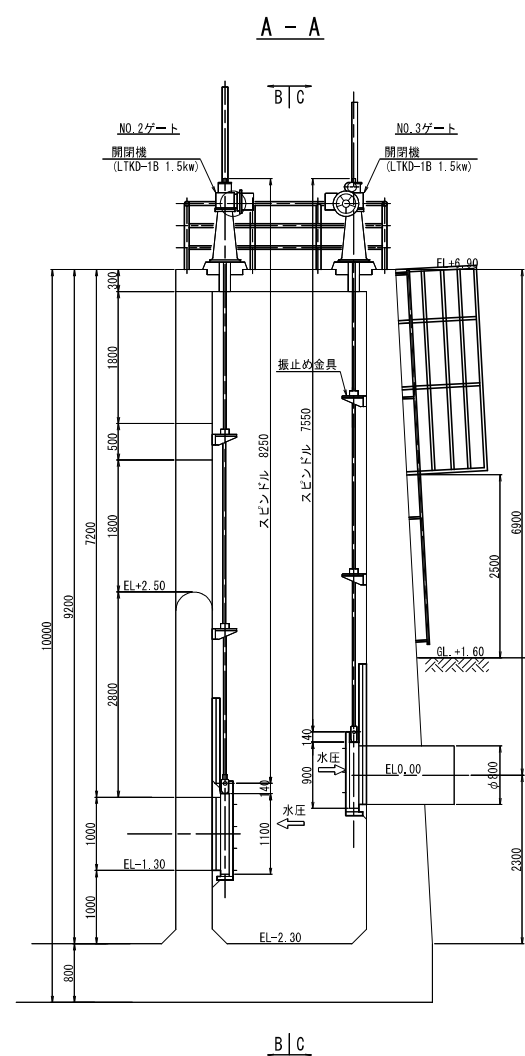
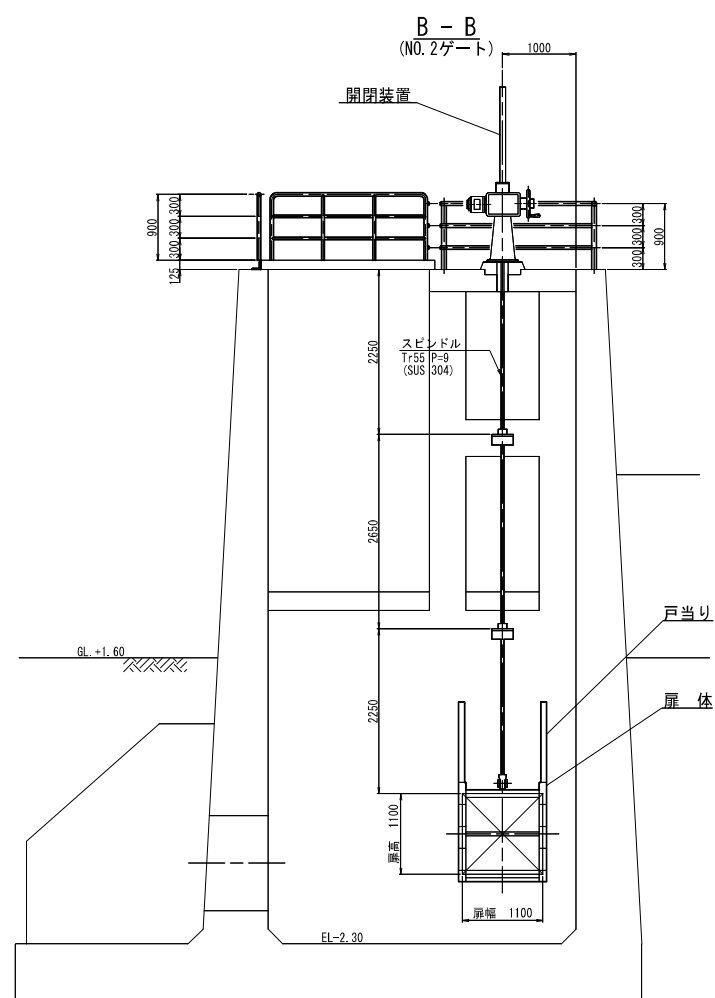
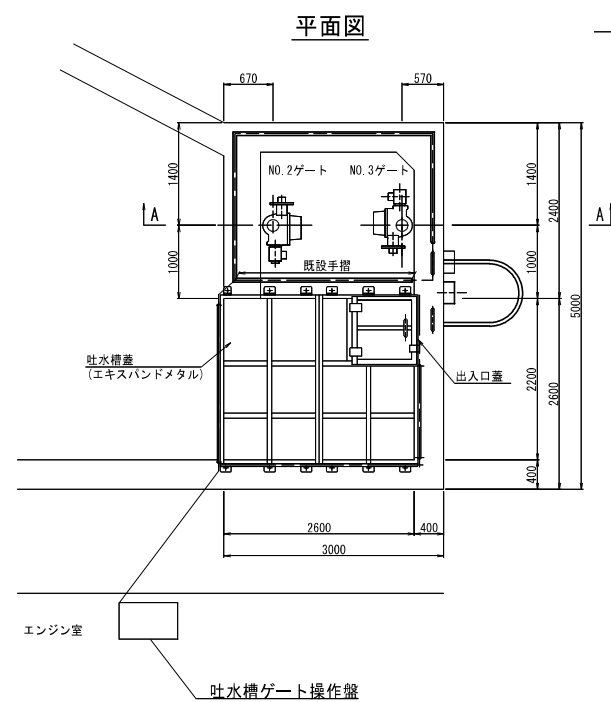
業務名	令和6年度 津軽北部二期農業水利事業 下庫力機場樋管ゲート他補足設計業務		
図面名	若宮機場平面図		
作成年月日	令和 年 月		
縮尺	NONE	図面番号	2
会社名			
事務所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

下車力機場排水樋門ゲート現況図



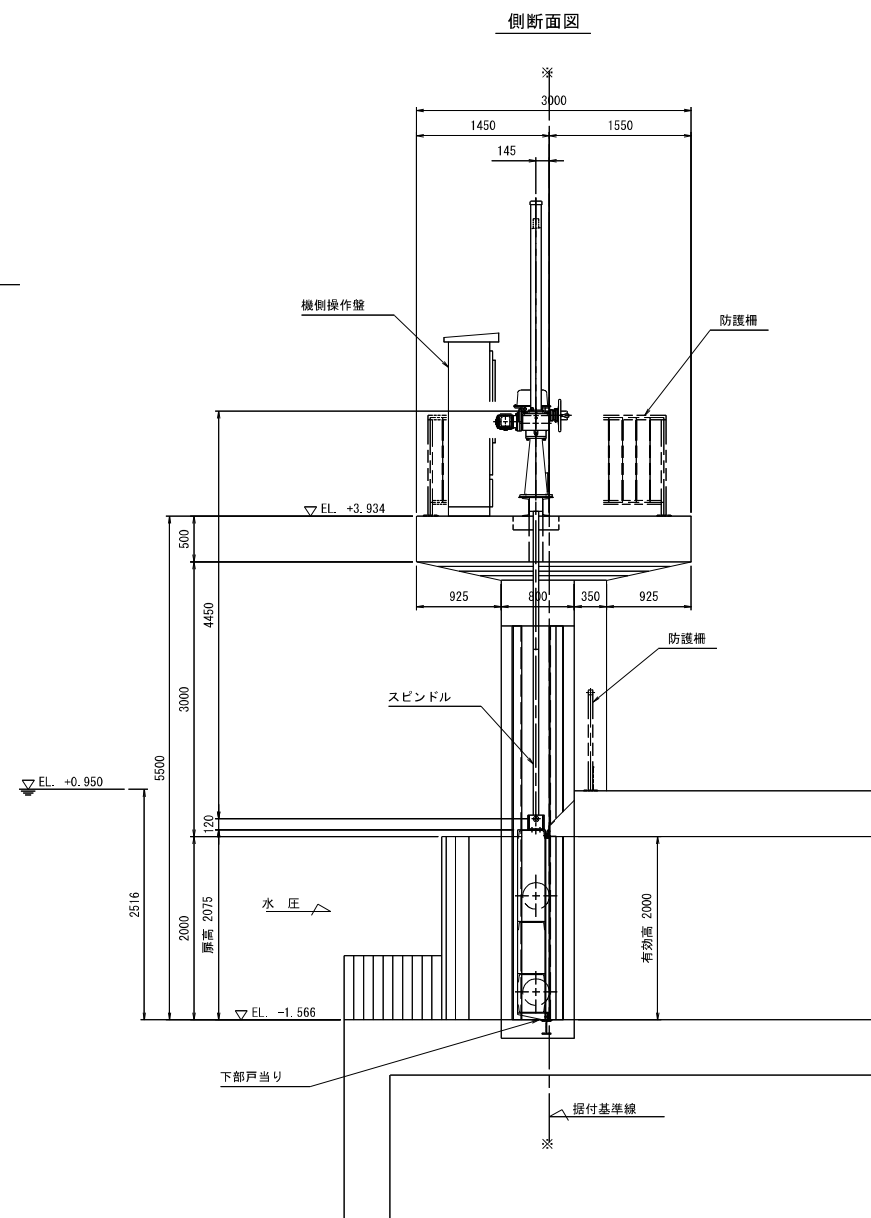
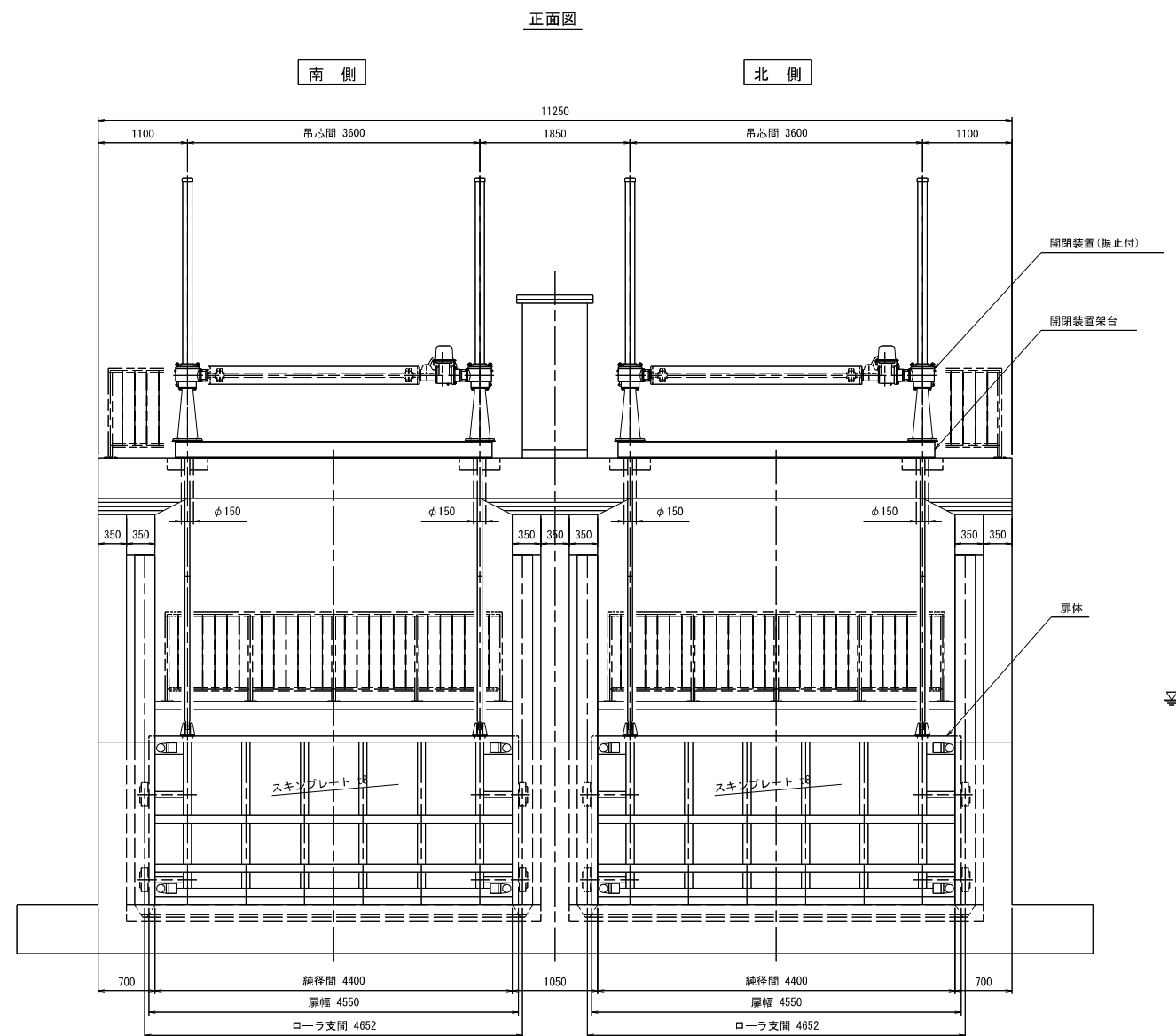
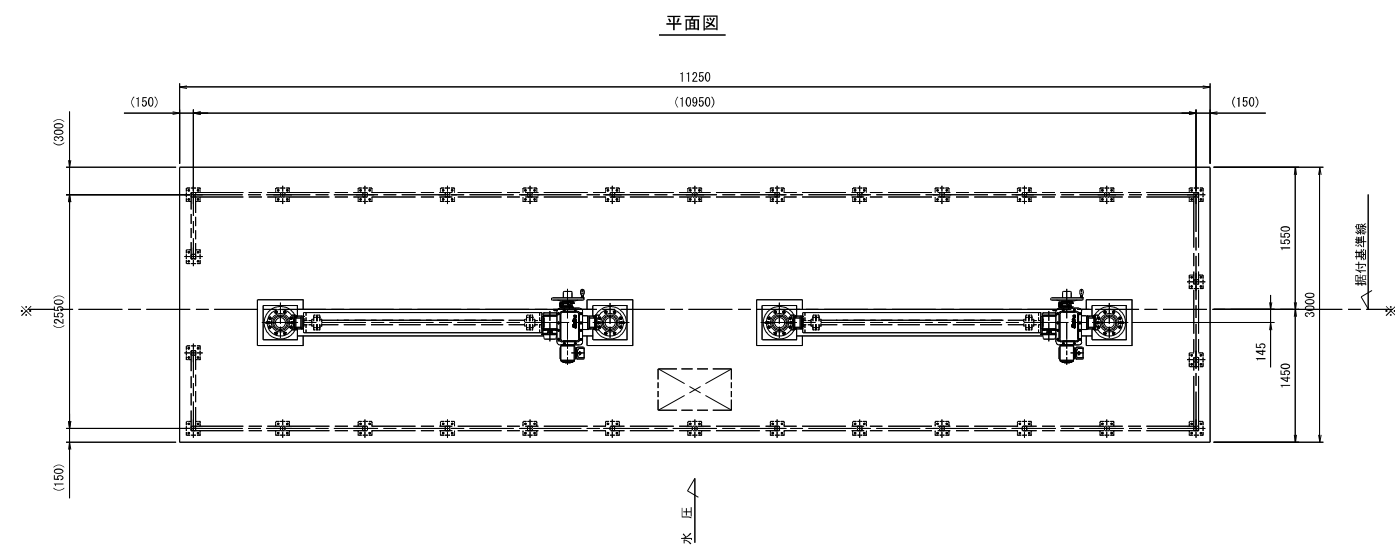
業務名	令和6年度 津軽北部二期農業水利事業 下車力機場排水樋門ゲート他補正設計業務		
図面名	下車力機場排水樋門ゲート現況図		
作成年月日	令和 年 月		
縮尺	S=1:50	図面番号	3
会社名			
事業(務)所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

下車力機場N0.2ゲート,N0.3ゲート現況図



業務名	令和6年度 津軽北二部農産水利事業 下車力機場増潤ゲート他補正設計業務		
図面名	下車力機場増潤ゲートNO.2図.3ゲート現況図		
作成年月日	令和	年	月
縮尺	S=1:50	図面番号	4
会社名			
事業(務)所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

若宮機場流入樋管ゲート現況図



業務名	令和6年度 津軽北部二期農業水利事業 下巻力機場樋管ゲート他補足設計業務		
図面名	若宮機場流入樋管ゲート現況図		
作成年月日	令和 年 月		
縮尺	S=1/40	図面番号	5
会社名			
事業(務)所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		